

2025年2月14日

エコマーク商品類型 No.107「印刷用紙 Version3.6」の 部分的な改定について

公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

2023年12月22日に閣議決定された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、グリーン購入法）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更では、紙類の印刷用紙において、市場における古紙需給環境の変化や持続可能性や生物多様性に配慮することも重要であることなどを理由として、総合評価値の算定式の一部見直し（指標項目として管理木材パルプの追加、古紙パルプ配合率他の使用上限・下限の変更等）が行われ、エコマーク認定基準においても、グリーン購入法の判断の基準の同等以上の基準を設定する原則に基づく関係は維持しつつ、改定により追加・変更された「管理木材パルプ」などの取り扱いを明確にする目的で認定基準の部分的に改定を行ったが、古紙パルプ配合率の下限値は従来どおり変更しなかった。

2025年1月28日に閣議決定されたグリーン購入法では、文具類において、従来の古紙パルプ配合率の基準だけではなく、選択肢として、森林認証パルプまたは間伐材等パルプの基準が追加されたため、商品類型 No.112「文具・事務用品」の部分改定を行うと共に、商品類型 No.107「印刷用紙」についても、整合等を図るために、古紙パルプ配合率の下限値を撤廃し、森林認証パルプまたは間伐材等パルプ主体の製品を認定できるように改定を行う。

2. 改定箇所（変更箇所：赤字部分を追加、見え消し部分を削除）

4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (1) 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、持続可能性を目指した原料調達に基づいて調達されたパルプ配合率、白色度及び両面塗工量が、非塗工用紙については表 1-1 の算定式、塗工用紙については表 1-2 の算定式により総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。また、古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ、および持続可能性を目指した原料調達に基づいて調達されたパルプ以外のパルプを原料として使用しないこと。

表 1-1 非塗工用紙に関する算定式

項目	評価範囲	評価値計算式	評価値範囲
古紙パルプ配合率	0 0~100%	古紙パルプ配合率	0 0~100

森林認証材パルプ配合率 間伐材等パルプ配合率	0～ 4 100%	(森林認証材パルプ配合率+間伐材等パルプ配合率)	0～ 4 100
管理木材パルプ配合率	0～40%	0.75×管理木材パルプ配合率	0～30
持続可能性を目指した原料調達に基づいて調達されたパルプ配合率	0～40%	0.5×持続可能性を目指した原料調達に基づいて調達されたパルプ配合率	0～20
白色度		((0.7×古紙パルプ配合率)+(0.9×古紙パルプ以外の配合率))－白色度	0～15
総合評価値		上記の合計値	80以上

*白色度の評価は、ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。）には適用しない。

表 1-2 塗工用紙に関する算定式

項目	評価範囲	評価値計算式	評価値範囲
古紙パルプ配合率	0 0～100%	古紙パルプ配合率	0 0～100
森林認証材パルプ配合率 間伐材等パルプ配合率	0～ 4 100%	(森林認証材パルプ配合率+間伐材等パルプ配合率)	0～ 4 100
管理木材パルプ配合率	0～40%	0.75×管理木材パルプ配合率	0～30
持続可能性を目指した原料調達に基づいて調達されたパルプ配合率	0～40%	0.5×持続可能性を目指した原料調達に基づいて調達されたパルプ配合率	0～20
両面塗工量	0～30 g/m ²	0<両面塗工量≤10 →15 10<両面塗工量≤20 →10 20<両面塗工量≤30 → 5	0～15
総合評価値		上記の合計値	80以上

3. 改定日： 2025年3月1日

以上